

表 ビジネスを行うための条件と措置

ビジネスを行うための条件
<ol style="list-style-type: none">1. 風通しのよい職場を有し、労働者は1メートル以上間隔をあけることができること。2. 風通しのよい食堂を有し、衛生が保証できること。また食器を共有しないこと。食事時は1メートル以上あけて着席すること。感染が疑わしい者の隔離場所を有すること。3. 清潔な飲料水や用水を有し、マスク、手洗い場、石鹼、手洗いジェルをフタッフ・労働者に十分に供給し、衛生を保つこと。4. スタッフ・労働者の出入り時に検査を行う警備員がいること。5. 清掃チームを有し、また感染のリスクのあるゴミを捨てるための蓋つきゴミ箱を各ポイントに設置すること。6. プロジェクト、会社、工場への査察を行うCovid-19対策の医療チームや関係機関へ協力すること。
ビジネスを行うための条件
<ol style="list-style-type: none">1. 職場、寮、食堂の出入り口に体温検査場と手洗いジェルを設置し、毎日朝夕に検査を行うこと。37.5度以上の熱もしくは咳・呼吸困難がある場合には記録し、隔離部屋に早急に移し、ホットライン（166、165）へと相談すること。2. 工作中は常にスタッフ・労働者にマスクを提供し、着用させること。また手洗い場と石鹼や手洗いジェルを用意すること。3. スタッフ・労働者は1メートル以上の間隔をあけること。間隔を維持できないスポーツ、祝宴、集会などの活動・イベントは禁止される。4. スタッフ・労働者と 同様に商品輸送ドライバーや外部の人間に対する検査措置をとること。5. スタッフ・労働者の職場、食堂、トイレ、宿泊所、倉庫を毎日掃除すること。

(出所)2020年5月11日付 No.031/TFCの条件と措置の改正に関する特別委員会ガイドライン
(No.071/TFC)よりジェトロ作成